

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年5月1日提出
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定型） 三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定成長型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定型） １兆円を上限とします。 三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定成長型） １兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定型）

三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定成長型）

（以上を総称して愛称を「ファーストラップ(ちょうわ)」とします。また、以上を総称して、あるいは個別に「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、１兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上１万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

（５）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×２．２％（税抜 ２％）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

（７）【申込期間】

2020年 5月 2日から2021年 4月30日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
追加型		不動産投信		
	内外	その他資産 ()	ETF	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回	日本			TOPIX	条件付運用型
大型株	年４回	北米	ファンド・	なし		
中小型株	年６回	欧州	オブ・		その他 ()	ロング・
債券	(隔月)	アジア	ファンズ			ショート型 /
一般	年１２回	オセアニア				絶対収益
公債	(毎月)	中南米				追求型
社債	日々	アフリカ				その他 ()
その他債券	その他 ()	中近東 (中東)				
クレジット		エマージング				
属性 ()						
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株 式、債券、不動産 投資信託証券、コ モディティ、ヘッ ジファンド)))						
資産複合 ()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容に

については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
	決算頻度	
	年１回	信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回	信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	年４回	信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）	信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年１２回（毎月）	信託約款において、年１２回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

〔ファンドの目的・特色〕

ファンドの目的

日本を含む世界各国の株式、債券ならびに不動産投資信託証券、商品（コモディティ）、およびヘッジファンド等のオルタナティブ資産を実質的な主要投資対象とし、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざします。

ファンドの特色

投資対象

各種投資信託証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、債券ならびに不動産投資信託証券、商品（以下、「コモディティ」といいます。）、およびヘッジファンド等のオルタナティブ資産に実質的な投資を行います。



オルタナティブ資産とは

「オルタナティブ」とは「～の代わりに、代替」と訳され、投資の世界で「オルタナティブ資産」というと、株式や債券とは異なる値動きが想定される投資対象資産もしくは運用手法のことをいいます。こうした値動きの異なる資産を株式や債券と組み合わせることで分散投資の効果をねらいます。



不動産投資信託証券とは

不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。多数の投資家から資金を集めて不動産を所有、管理、運営し、そこから生じる賃貸料収入や売却益を投資家に分配する商品で、一般的にREIT（リート: Real Estate Investment Trust）と呼ばれています。分配金の原資は主に多数の物件からの賃貸料収入などです。

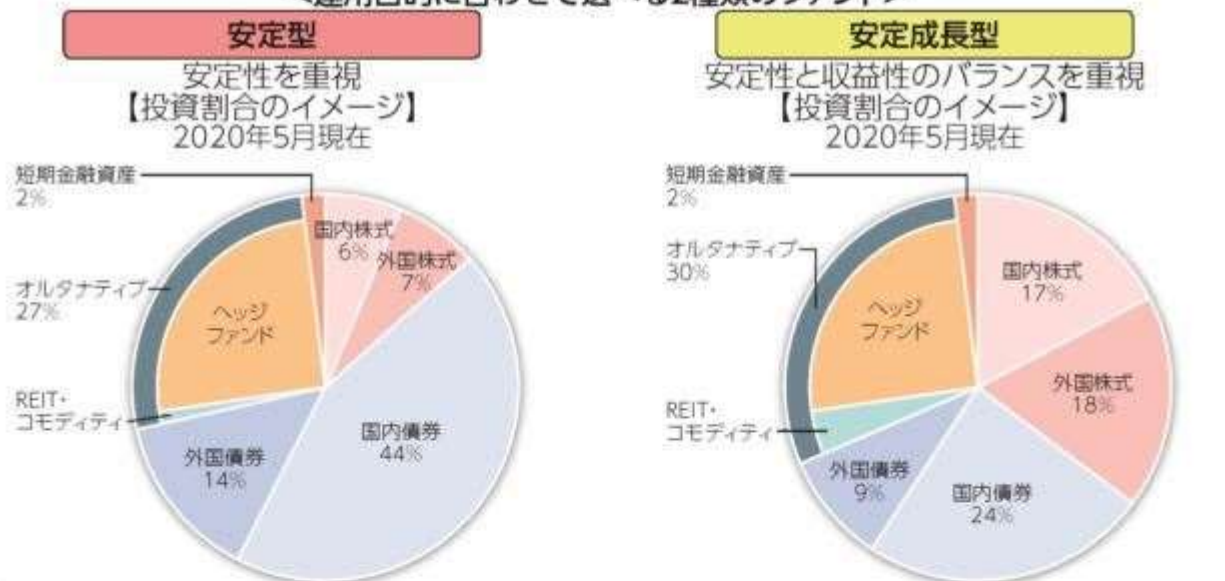


ヘッジファンドとは

裁定取引や先物取引といったデリバティブ等の活用により、市場動向に左右されないリターンを獲得をめざすファンドのことをいいます。投資対象は、株式、債券、為替、商品など多岐にわたります。

お客様のリスク許容度に応じた2種類のファンドをご用意いたします。

＜運用目的に合わせて選べる2種類のファンド＞



- ！ 国内債券には、為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図る「ヘッジ付外国債券」を含めています。
- ！ 四捨五入の関係で上記の数値を合計しても100%にならないことがあります。
- ！ 上記はイメージであり、実際の投資割合とは異なる場合があります。また、資産クラスが変更される場合や、投資割合が大きく変更される場合があります。

＜組入投資信託証券一覧＞

2020年5月2日現在

資産クラス		組入投資信託証券
国内株式		TOPIXマザーファンド
		JPX日経400インデックスマザーファンド
		好配当日本株マザーファンド ^(注1)
		日本株インカム・マザーファンド
		日本株オープン[35]マザーファンド
		日本・小型株・ファンド・マザーファンド
		日本株最小分散インデックスマザーファンド
		ジャパニーズ・アクティブ・マザーファンド
		JAPAN クオリティ150インデックスマザーファンド
		外国株式インデックスマザーファンド*
外国株式		好配当海外株マザーファンド*
		先進国株式最小分散インデックスマザーファンド*
		先進国株式クオリティ・インデックスマザーファンド*
		新興国株式インデックスマザーファンド*
		AMP グローバル・インフラ株式マザーファンド*
		グローバル・フランチャイズ・マザーファンド ^{II} *
		日本債券インデックスマザーファンド
		三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド
		先進国高格付国債マザーファンド
		ショートデュレーション円インカムマザーファンド
国内債券	ヘッジ付外国債券	ヘッジ付外国債券インデックスマザーファンド ^(注1)
		MUAM ヘッジ付外国債券オープンマザーファンド*
		フランス国債7-10年ラダーマザーファンド*
		ヘッジ付スペイン国債7-10年ラダーマザーファンド*
		AMP グローバル・インフラ債券マザーファンド*
外国債券		外国債券インデックスマザーファンド*
		新興国債券インデックスマザーファンド*
		グローバル社債マザーファンド*
		東証REIT指数マザーファンド
		MUAM G-REITマザーファンド
		コモディティインデックスマザーファンド
		日本株マーケットニュートラル・マザーファンド
		先進国ロング・ショート戦略マザーファンド
		ペイリー・ギフォード・ワールドワイド・ダイバーシファイド・リターン・円ファンド・クラスB・円・アキュムレーション
		MUIジャジメンタルL/S[バリュー]マザーファンド*
オルタナティブ	ヘッジファンド	MUIベータ戦略型シングル・アルファマザーファンド*
		MUIジャジメンタルL/S[インフラ資源]マザーファンド*
		MUIジャジメンタルL/S[金融]マザーファンド*
		MUIジャジメンタルL/S[テック]マザーファンド*
		MUIグロース・ベータヘッジ高配当利回り型マザーファンド*

！ 上記は組入投資信託証券の一覧であり、今後変更となる場合があります。

* 私募投資信託を通じて組入を行います。私募投資信託については、後掲「投資対象とする投資信託証券の概要」をご参照ください。

(注1) 組入投資信託証券の入れ替えに伴い、2020年11月5日に投資対象から削除する予定です。

運用方法
運用プロセス

世界の多種多様な投資対象に分散投資を行います。

- 各資産への投資割合、投資対象とする投資信託証券およびその投資比率は、三菱UFJ信託銀行の投資助言に基づき決定します。

① 各資産への投資割合、投資対象とする投資信託証券およびその投資比率は、投資環境の変化等に応じて適宜変更します。
① 投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

<運用プロセスのイメージ>



① 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

① 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

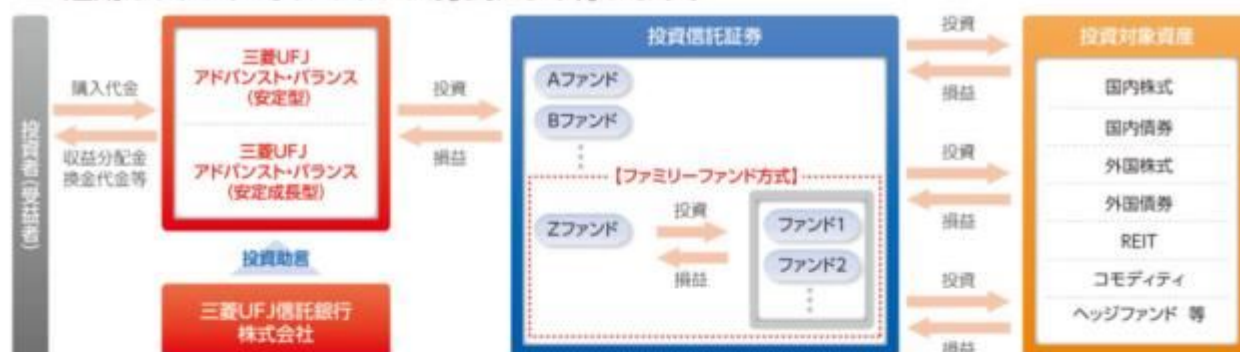
為替対応
方針

原則として、為替ヘッジを行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。
- 組入投資信託証券によっては、実質的な組入外貨建資産について為替ヘッジを行う場合があります。
- ◆ 投資対象とする投資信託証券の一部については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
- ◆ ペイリー・ギフォード・ワールドワイド・ダイバーシファイド・リターン・円ファンドークラスB・円・アクムレーションの組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図る場合があります。
- ① 為替ヘッジ(為替取引)を行うにあたっては、対象通貨間の金利差に基づくヘッジコスト(為替取引によるコスト)がかかります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコスト(為替取引によるコスト)となる場合があります。

■ファンドの仕組み

運用はファンド・オブ・ファンズ方式により行います。



- ❶ 一部の投資信託証券についてはファミリーファンド方式により投資を行います。
- ❷ 一部の投資信託証券の運用については権限の委託を行う場合があります。
- ❸ 各ファンド間でスイッチングが可能です。なお、スイッチングの際の購入時手数料は、販売会社が定めるものとします。また、換金するファンドに対して税金がかかります。
- ❹ 販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

分配方針

年1回の決算時(2月5日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■主な投資制限

株式	株式への直接投資は行いません。
投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2015年2月20日

設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）

お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等

販売会社

募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者） 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト 信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。
投資↓↑損益	
投資対象ファンド	
投資↓↑損益	
有価証券等	

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2020年2月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

「三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

投資信託証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、債券ならびに不動産投資

信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます、以下同じ。）、商品（コモディティ）、およびヘッジファンド等のオルタナティブ資産に実質的な投資を行います。

運用につきましては、安定性を重視します。

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社の助言に基づき、投資先ファンドの投資実績全体を重視し、ファンドを選定します。

投資対象とする投資信託証券については、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。また、各投資信託証券の組入比率は適宜見直しを行います。

投資信託証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行う場合があります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定成長型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

投資信託証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、債券ならびに不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます、以下同じ。）、商品（コモディティ）、およびヘッジファンド等のオルタナティブ資産に実質的な投資を行います。

運用につきましては、安定性と収益性のバランスを重視します。

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社の助言に基づき、投資先ファンドの投資実績全体を重視し、ファンドを選定します。

投資対象とする投資信託証券については、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。また、各投資信託証券の組入比率は適宜見直しを行います。

投資信託証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行う場合があります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。

１．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

２．コマーシャル・ペーパー

３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、２．の証券の性質を有するもの

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、１．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価

証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

- １．預金
 - ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
 - ３．コール・ローン
 - ４．手形割引市場において売買される手形
- その他の投資対象
信託約款に定める次に掲げるもの。
・外国為替予約取引

< 投資対象とする投資信託証券の概要 >

ファンド名	ＴＯＰＩＸマザーファンド
基本方針	この投資信託は、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）と連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	東京証券取引所第一部に上場されている株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	ＪＰＸ日経４００インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、ＪＰＸ日経インデックス４００（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	好配当日本株マザーファンド ^{（注１）}
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。
投資対象	わが国の株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	日本株インカム・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。
投資対象	わが国の株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	日本株オープン「３５」マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。
投資対象	わが国の株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	日本・小型株・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。
投資対象	わが国の株式（金融商品取引所上場および店頭登録株式）を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	日本株式最小分散インデックスマザーファンド
-------	-----------------------

基本方針	この投資信託は、MSCI日本株最小分散指数（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	ジャパン・アクティブ・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。
投資対象	わが国の株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	日本債券インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、NOMURA - BPI総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	NOMURA - BPI総合に採用されている公社債を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。
投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	先進国高格付国債マザーファンド
基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
投資対象	日本を含む先進国の国債等を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社 運用委託先：三菱ＵＦＪアセット・マネジメント（ＵＫ）

ファンド名	ショートデュレーション円インカムマザーファンド
基本方針	この投資信託は、利子収益の確保および中長期的な値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
投資対象	日本を含む先進国の債券等を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	東証REIT指数マザーファンド
基本方針	この投資信託は、東証REIT指数（配当込み）と連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	東証REIT指数（配当込み）に採用されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	MUAMG - REITマザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	S&P先進国REITインデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）に採用されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
-------	---------------

ファンド名	コモディティインデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、ブルームバーグ商品指数トータルリターン（円換算ベース）に概ね連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	商品（コモディティ）を実質的な投資対象資産とする上場投資信託証券を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	日本株マーケットニュートラル・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
投資対象	わが国の株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	先進国ロング・ショート戦略マザーファンド
基本方針	この投資信託は、特定の市場に左右されることなく収益の獲得をめざして運用を行います。
投資対象	日本国債および先進国の債券先物取引、株価指数先物取引に係る権利を主要投資対象とします。また、外国為替予約取引も積極的に活用します。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	J A P A N クオリティ１５０インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、i S T O X X M U T B J A P A N クオリティ１５０インデックス（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ダイバーシファイド・リターン・円ファンド・クラスＢ・円・アキュムレーション
投資態度	・世界の株式、債券、適格集団投資スキーム、その他譲渡性証券、短期金融商品、現金同等物およびデリバティブ等の幅広い資産への投資を通じて、株式市場より低いリスクで長期的な値上がり益の獲得をめざします。 ・資産配分については、市況環境の変化に応じて柔軟に変更します。また、異なる資産クラスに分散投資することにより、ファンド全体の変動性を抑制することをめざします。
主な投資対象	株式、債券、適格集団投資スキーム、その他譲渡性証券、短期金融商品、現金同等物およびデリバティブ等の幅広い資産
委託会社等	投資運用会社：ベイリー・ギフォード・インベストメント・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド

ファンド名	アドバンスト・バランス（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定） （三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定型）のみ投資対象としています。） アドバンスト・バランス（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定） （三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定成長型）のみ投資対象としています。）
基本方針	この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。
投資対象	日本を除く世界各国の株式および債券を実質的な主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

＜「アドバンスト・バランス（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）」および「アドバンスト・バランス（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）」が投資対象とするマザー

ファンド受益証券＞

ファンド名	ヘッジ付外国債券インデックスマザーファンド ^(注1)
基本方針	この投資信託は、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	MUAM ヘッジ付外国債券オープンマザーファンド
基本方針	この投資信託は、世界主要国の公社債（日本を除く）を主要投資対象とし、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）を中長期的に上回る投資成果を目指して運用を行います。
投資対象	世界主要国の公社債（日本を除く）を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	フランス国債7-10年ラダーマザーファンド
基本方針	この投資信託は、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
投資対象	フランスの国債を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	ヘッジ付スペイン国債7-10年ラダーマザーファンド
基本方針	この投資信託は、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
投資対象	スペインの国債を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	外国株式インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に採用されている株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	好配当海外株マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。
投資対象	わが国を除く世界主要国の株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	先進国株式最小分散インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、MSCIコクサイ最小分散指数（JPY）（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	日本を除く先進国の株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	先進国株式クオリティ・インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、MSCIコクサイ・クオリティ指数（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	日本を除く先進国の株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	新興国株式インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動した投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	新興国の株式等（DR（預託証書）を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	外国債券インデックスマザーファンド
-------	-------------------

基本方針	この投資信託は、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている国債を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	新興国債券インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、ＪＰモルガンＧＢＩ－ＥＭグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	新興国の現地通貨建ての公社債を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	ＡＭＰ グローバル・インフラ債券ファンド＜為替ヘッジあり＞（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）
基本方針	この投資信託は、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
投資対象	ＡＭＰ グローバル・インフラ債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

＜「ＡＭＰ グローバル・インフラ債券ファンド＜為替ヘッジあり＞（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）」が投資対象とするマザーファンド受益証券＞

ファンド名	ＡＭＰ グローバル・インフラ債券マザーファンド
基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
投資対象	世界のインフラ関連企業が発行する米ドル建て債券を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社 運用委託先：ＡＭＰキャピタル・インベスターズ・リミテッド

ファンド名	ＡＭＰ グローバル・インフラ株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）
基本方針	この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および配当収益の確保をめざして運用を行います。
投資対象	ＡＭＰ グローバル・インフラ株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

＜「ＡＭＰ グローバル・インフラ株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）」が投資対象とするマザーファンド受益証券＞

ファンド名	ＡＭＰ グローバル・インフラ株式マザーファンド
基本方針	この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および配当収益の確保をめざして運用を行います。
投資対象	世界各国（除く日本）のインフラ関連企業の株式等（預託証券および投資信託証券等を含むことがあります。以下同じ。）を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社 運用委託先：ＡＭＰキャピタル・インベスターズ・リミテッド

ファンド名	グローバル・フランチャイズ・ファンド Ｍ－２（適格機関投資家専用）
投資態度	・グローバル・フランチャイズ・マザーファンド 受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式（預託証券を含みます。以下同じ。）に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長をめざします。 ・有力な無形資産（特許、著作権、ブランド等）を有し、中長期的に株主価値の高い成長をもたらすことが期待される企業を厳選して投資を行います。 ・ＭＳＣＩワールド・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。ただし、ベンチマークからの乖離を低減することには重点をおきません。 ・実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ・資金状況、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合もあります。

主な投資対象	グローバル・フランチャイズ・マザーファンド
委託会社等	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

＜「グローバル・フランチャイズ・ファンド M - 2（適格機関投資家専用）」が投資対象とするマザーファンド受益証券＞

ファンド名	グローバル・フランチャイズ・マザーファンド
投資態度	主として日本を含む世界各国の株式（預託証券を含みます。）に投資を行います。 有力な無形資産（特許、著作権、ブランド等）を有し、中長期的に株主価値の高い成長をもたらすことが期待される企業を厳選し、原則として20銘柄から40銘柄程度に集中投資を行います。 投資先企業は、主として以下のような視点に基づいて選定を行います。 ・優れたフランチャイズ、有力な無形資産 ・グローバルな成長性 ・資本出資を伴わずに成長するビジネス ・潤沢なキャッシュ・フローに支えられた反復性のあるビジネス ・高い利払い負担能力を有する強固な財務基盤 ・卓越した経営能力 M S C Iワールド・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。ただし、ベンチマークからの乖離を低減することには重点を置きません。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 運用の指図に係る権限をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
投資対象	世界各国の株式を主要投資対象とします。
委託会社等	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社 運用委託先：モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド（英国）

ファンド名	M U I ジャジメンタル L / S 「バランス型」ファンド 1（適格機関投資家向け）
投資態度	・マザーファンド受益証券を主要投資対象として、実質的にわが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）に投資します。なお、株式等に直接投資する場合があります。 ・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。 ・運用にあたっては、無担保コール翌日物レートをベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果を目指します。 ・資金動向、市況動向等によって上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	・M U I が運用するマザーファンド受益証券のうち、本ファンドの運用戦略を行なうために必要と認められる上記に定めるマザーファンド受益証券（以下「指定マザーファンド受益証券」といいます。）に投資を行なうことを基本とします。 ・なお、指定マザーファンド受益証券は見直されることがあります。この際、指定マザーファンド受益証券として指定されていたマザーファンド受益証券が指定から外れたり、新たなマザーファンド受益証券が指定マザーファンド受益証券として指定されたりする場合があります。
委託会社等	M U 投資顧問株式会社

＜「M U I ジャジメンタル L / S 「バリュー」ファンド 1（適格機関投資家向け）」が投資対象とするマザーファンド受益証券＞

ファンド名	M U I ジャジメンタル L / S 「バリュー」マザーファンド
投資態度	・日本の市場に上場されている株式等の中から、企業の収益成長性や割安度等を総合的に勘案し、相対的に投資魅力度が高いと判断される銘柄群を購入し、また、相対的に投資魅力度が低いと判断される銘柄群を信用取引により売付けします。また、株式市場全体の変動に起因する信託財産の価格変動リスクを低減するため、株価指数先物を売建てることがあります。 ・運用にあたっては、無担保コール翌日物レートをベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。 ・なお、市況動向、資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

主な投資対象	・日本の市場に上場されている株式を主要な投資対象とします。
委託会社等	M U 投資顧問株式会社

ファンド名	M U I ベータ戦略型シングル・アルファマザーファンド
投資態度	・弊社独自開発モデル（RIM）により算出した「本来の企業価値」（理論株価）をもとに割安度を判断し、割安度とリスクに応じた銘柄選択を行うことで、安定した超過収益の獲得を目指します。クオンツアプローチにより、高い一貫性と客観的な銘柄評価を兼ね備えた運用を目指します。 ・株式市場全体の変動に起因する信託財産の価格変動リスクを低減するため、株価指数先物を売建てることがあります。 ・運用にあたっては、無担保コール翌日物レートをベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果を目指します。 ・なお、市況動向、資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	・日本の金融商品取引所に上場されている株式を主要な投資対象とします。
委託会社等	M U 投資顧問株式会社

ファンド名	M U I ジャジメンタルL / S「インフラ資源」マザーファンド
投資態度	・日本の市場に上場されている株式等の中から、インフラ資源関連セクターを中心に、企業の収益成長性や割安度等を総合的に勘案し、相対的に投資魅力度が高いと判断される銘柄群を購入し、また、相対的に投資魅力度が低いと判断される銘柄群を信用取引により売付けします。その間に生じる騰落率の格差を主な収益源として、株式市場の価格変動リスクを抑制しつつ、運用します。 ・運用にあたっては、無担保コール翌日物レートをベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果を目指します。 ・なお、市況動向、資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	・日本の市場に上場されている株式を主要な投資対象とします。
委託会社等	M U 投資顧問株式会社

ファンド名	M U I ジャジメンタルL / S「金融」マザーファンド
投資態度	・日本の市場に上場されている株式等の中から、金融関連セクターを中心に、企業の収益成長性や割安度等を総合的に勘案し、相対的に投資魅力度が高いと判断される銘柄群を購入し、また、相対的に投資魅力度が低いと判断される銘柄群を信用取引により売付けします。その間に生じる騰落率の格差を主な収益源として、株式市場の価格変動リスクを抑制しつつ、運用します。 ・運用にあたっては、無担保コール翌日物レートをベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果を目指します。 ・なお、市況動向、資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	・日本の市場に上場されている株式を主要な投資対象とします。
委託会社等	M U 投資顧問株式会社

ファンド名	M U I ジャジメンタルL / S「テック」マザーファンド
投資態度	・日本の金融商品取引所に上場されている株式等の中から、テクノロジー関連セクターを中心に、企業の収益成長性や割安度等を総合的に勘案し、相対的に投資魅力度が高いと判断される銘柄群を購入し、相対的に投資魅力度が低いと判断される銘柄群を信用取引により売付けます。その間に生じる騰落率の格差を主な収益源として、株式市場の価格変動リスクを抑制しつつ、運用します。 ・運用にあたっては、無担保コール翌日物レートをベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果を目指します。 ・なお、資金動向、市況動向等によって上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	・日本の金融商品取引所に上場されている株式を主要な投資対象とします。
委託会社等	M U 投資顧問株式会社

ファンド名	M U I クオンツ・ベータヘッジ高配当利回り型マザーファンド
-------	---------------------------------

投資態度	・高配当利回りの現物株に投資しつつ、先物によるショートポジションを用いることで日本株との市場感応度を抑制し、安定的な収益獲得を狙います。 ・運用にあたっては、無担保コール翌日物レートをベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果を目指します。 ・なお、資金動向、市況動向等によって、上記のような運用が行なえない場合があります。
主な投資対象	・日本の金融商品取引所に上場されている株式を主要な投資対象とします。
委託会社等	MU投資顧問株式会社

ファンド名	グローバル社債ファンド T（適格機関投資家専用）
投資態度	・グローバル社債マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界各国の社債に分散投資を行うことにより、安定した収益の確保および投資信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。 ・当ファンドのベンチマークは、ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合社債インデックス（円ベース）とします。 ・実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ・市況動向、資金動向、投資環境の変化等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資対象	グローバル社債マザーファンド受益証券
委託会社等	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

<「グローバル社債ファンド T（適格機関投資家専用）」が投資対象とするマザーファンド受益証券>

ファンド名	グローバル社債マザーファンド
投資態度	・世界各国の社債を中心に分散投資を行うことにより、安定した収益の確保および投資信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。 ・運用にあたっては、トップダウンによるマクロ分析等に加え、ボトムアップのファンダメンタルズ分析ならびに計量モデルを活用し、リスク管理を重視しつつ魅力的なリスク・リターン特性を有する社債への投資機会を追求します。 ・当ファンドのベンチマークは、ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合社債インデックス（円ベース）とします。 ・外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ・運用の指図に係る権限を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（米国）およびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド（英国）に委託します。 ・市況動向、資金動向、投資環境の変化等により、上記のような運用ができない場合があります。
委託会社等	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社 運用委託先：モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（米国）およびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド（英国）

上記は投資対象とする投資信託証券の概要であり、今後変更となる場合があります。

（注１）組入投資信託証券の入れ替えに伴い、2020年11月５日に投資対象から削除する予定です。

- ・東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。ＴＯＰＩＸに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の方法の変更、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の停止またはＴＯＰＩＸの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ・ＪＰＸ日経インデックス４００（配当込み）とは、東京証券取引所の第一部、第二部、マザーズ、ＪＡＳＤＡＱを主たる市場とする普通株式等の中から時価総額、売買代金、ＲＯＥ等を基に原則400銘柄を選定し算出される株価指数です。
「ＪＰＸ日経インデックス４００」は、株式会社日本取引所グループおよび株式会社東京証券取引所（以下、総称して「ＪＰＸグループ」といいます。）と株式会社日本経済新聞社（以下、「日本経済

新聞社」といいます。）によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、ＪＰＸグループと日本経済新聞社は、「ＪＰＸ日経インデックス４００」自体および「ＪＰＸ日経インデックス４００」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

「ＪＰＸ日経インデックス４００」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべてＪＰＸグループと日本経済新聞社に帰属しています。

ファンドは、委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、ＪＰＸグループと日本経済新聞社は、その運用およびファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。

ＪＰＸグループと日本経済新聞社は、「ＪＰＸ日経インデックス４００」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。

ＪＰＸグループと日本経済新聞社は、「ＪＰＸ日経インデックス４００」の構成銘柄、計算方法、その他「ＪＰＸ日経インデックス４００」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

- ・ M S C I 日本株最小分散指数（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、Ｊ－ＲＥＩＴを除いた日本株式を対象に、ボラティリティ（価格変動率）が最も小さくなるように各銘柄の構成比率を決定し算出した指数です。

同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

- ・ N O M U R A — B P I 総合とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- ・ 東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）とは、東京証券取引所に上場している不動産投資信託全銘柄を対象として算出した東証ＲＥＩＴ指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。

東証ＲＥＩＴ指数の商標に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は東証ＲＥＩＴ指数の内容の変更、公表の停止または商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。東京証券取引所は東証ＲＥＩＴ指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対して、責任を負いません。

- ・ S & P 先進国ＲＥＩＴインデックスとは、S & P ダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するS & P グローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託（ＲＥＩＴ）及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数です。なお、S & P 先進国ＲＥＩＴインデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、S & P 先進国ＲＥＩＴインデックス（除く日本、配当込み）をもとに、委託会社が計算したものです。

S & P 先進国ＲＥＩＴインデックスはS&P Dow Jones Indices LLC（「SPDJI」）の商品であり、これを利用するライセンスが三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に付与されています。Standard & Poor's^(R)

およびS&P^(R)はStandard & Poor's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones^(R)はDow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標であり、これらの商標を利用

するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱ＵＦＪ国際投信株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S & P 先進国ＲＥＩＴインデックスの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

- ・ ブルームバーク商品指数トータルリターン（米ドルベース）とは、ブルームバーク社が公表する、世界の商品（コモディティ）市況の総合的な動きを表すインデックスで、先物取引の委託証拠金等から得られる利子収入を加味したものです。ブルームバーク商品指数トータルリターン（円換算ベース）は、ブルームバーク商品指数トータルリターン（米ドルベース）をもとに、委託会社が計算したものです。

ブルームバーク商品指数（Bloomberg Commodity IndexSM）とは、ブルームバークが公表する、世界の商品（コモディティ）市況の総合的な動きを表すインデックスです。ブルームバーク商品指数（Bloomberg Commodity IndexSM）およびブルームバーク（Bloomberg^(R)）は、ブルームバーク・ファイナンス・エル・ピー（Bloomberg Finance L.P.）およびその関係会社（以下「ブルームバーク」と総称します。）のサービスマークであり、三菱ＵＦＪ国際投信による一定の目的での利用のためにライセンスされています。ブルームバーク商品指数（Bloomberg Commodity IndexSM）は、ブ

ブルームバーグとUBSセキュリティーズ・エル・エル・シー（UBS Securities LLC）の間の契約に従ってブルームバーグが算出し、配信し、販売するものです。ブルームバーグ、ならびにUBSセキュリティーズ・エル・エル・シーおよびその関係会社（以下「UBS」と総称します。）のいずれも、三菱ＵＦＪ国際投信の関係会社ではなく、ブルームバーグおよびUBSは、三菱ＵＦＪ国際投信が運用するファンドを承認し、是認し、レビューまたは推奨するものではありません。ブルームバーグおよびUBSのいずれも、ブルームバーグ商品指数（Bloomberg Commodity IndexSM）に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。

- ・ i S T O X X M U T B J A P A N クオリティ１５０インデックス（配当込み）とは、東京証券取引所を主たる市場とする普通株式等の中から時価総額、流動性によりスクリーニングされる投資ユニバースのうち、高ＲＯＥかつ、財務健全性、キャッシュフロー収益性、利益安定性の３点に着目し、高ＲＯＥの継続性を評価して150銘柄を選定し算出される株価指数です。

i S T O X X M U T B J A P A N クオリティ１５０インデックス（配当込み）は、三菱ＵＦＪ信託銀行が有するアクティブ運用機関としてのノウハウとSTOXXリミテッド（以下「STOXX社」）が有する指数提供機関としての経験を活用し、両社で共同開発したものです。2001年６月18日の時価総額を100として、STOXX社が算出・公表しています。

STOXX社は、i S T O X X M U T B J A P A N クオリティ１５０インデックス及びそれに含まれるデータの発行元です。STOXX社は、資料に掲載した情報の作成に何ら関与するものではなく、かつ資料に掲載した情報、又はi S T O X X M U T B J A P A N クオリティ１５０インデックス若しくはそのデータに関するエラー、遺漏若しくは中断について、何ら保証するものではなく、（過失の有無を問わず）いかなる責任も負うものではありません。これらについては、正確性、妥当性、正当性、完全性、適時性及び目的への適合性を含みますが、これらに限定されません。STOXX社に關係する情報の流布又は再配信は、一切禁止されています。

- ・ F T S E 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

- ・ M S C I コクサイ・インデックス（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。

M S C I コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）は、M S C I コクサイ・インデックス（配当込み、米ドルベース）をもとに、委託会社が計算したものです。

M S C I コクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

- ・ M S C I コクサイ最小分散指数（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国を対象に、ボラティリティ（価格変動率）が最も小さくなるように各銘柄の構成比率を決定し算出した指数です。

M S C I コクサイ最小分散指数（ＪＰＹ）（配当込み、円換算ベース）は、M S C I コクサイ最小分散指数（配当込み）をもとに、委託会社が計算したものです。

同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

- ・ M S C I コクサイ・クオリティ指数（配当込み）とは、M S C I Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国を対象に、ＲＯＥの高さ、利益成長の安定性、財務の健全性等に着目して選定した銘柄で構成されています。

M S C I コクサイ・クオリティ指数（配当込み、円換算ベース）は、M S C I コクサイ・クオリティ指数（配当込み）をもとに、委託会社が計算したものです。

同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

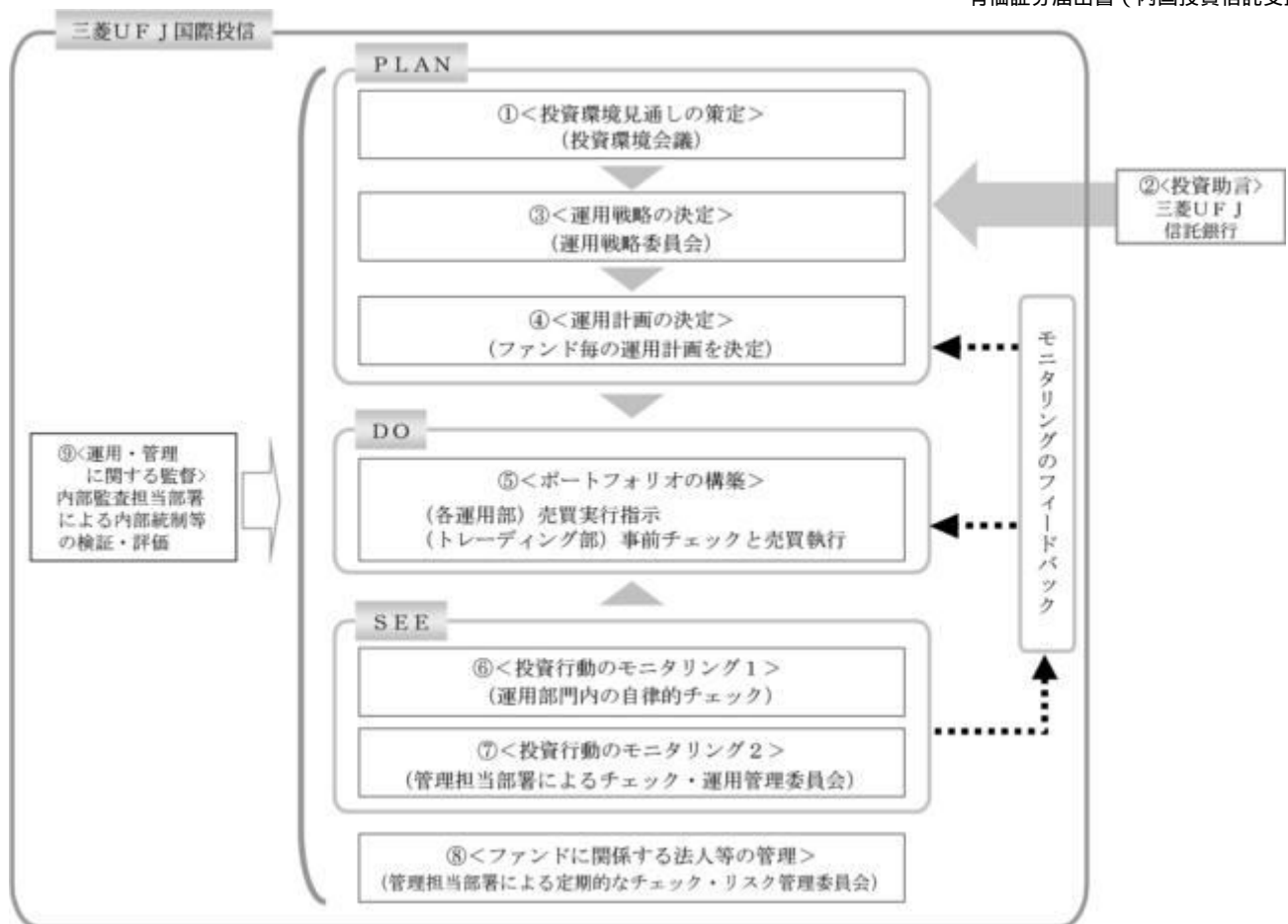
- ・ M S C I エマージング・マーケット・インデックス（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。

M S C I エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）は、M S C I エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドルベース）をもとに、委託会社が計算したものです。

また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

- ・ F T S E 世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。F T S E 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）は、F T S E 世界国債インデックス（除く日本）・データに基づき当社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・ J P モルガン G B I - E M グローバル・ダイバーシファイドとは、J . P . モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。
J P モルガン G B I - E M グローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）とは、J . P . モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している J P モルガン G B I - E M グローバル・ダイバーシファイド（ドルベース）をもとに、委託会社が計算したものです。当指数の著作権は J . P . モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。
- ・ M S C I ワールド・インデックス（円換算ベース）とは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の先進国で構成されています。
M S C I ワールド・インデックス（円換算ベース）に対する著作権およびその他知的財産権はすべて M S C I Inc. に帰属します。
- ・ ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。
- ・ 無担保コール翌日物レートとは、金融機関同士が短期資金の貸借を行うコール市場において、翌日返済とした無担保取引の際の金利をいいます。
- ・ ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合社債インデックスとは、ブルームバーグが算出する世界の投資適格社債の値動きを表す指数です。ブルームバーグ（BLOOMBERG）は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー（Bloomberg Finance L.P.）の商標およびサービスマークです。バークレイズ（BARCLAYS）は、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシー（Barclays Bank Plc）の商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックス（BLOOMBERG BARCLAYS INDICES）に対する一切の独占的権利を有しています。

（３）【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

投資助言

当ファンドは、三菱ＵＦＪ信託銀行（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通し、およびの投資助言に沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

助言元、受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健

全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

株式

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

信用取引

信用取引の指図は行いません。

外国為替予約取引

a．委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

公社債の借入れ

a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b．a．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c．信託財産の一部解約等の事由により、b．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

資金の借入れ

a．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日

以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- c．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

**価格変動
リスク**

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動します。また、不動産投資信託証券の価格は、保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減により変動し、コモディティの価格は需給関係や為替、金利の変化等により変動し、デリバティブ取引の価格は金利変動、株価変動、為替変動等により変動します。また、ヘッジファンドのパフォーマンスは運用者の運用能力に大きく依存するため、市場動向に関わらず損失が発生する場合があります。そのため、ファンドはそれらの影響を受け組入投資信託証券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

**為替変動
リスク**

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

なお、投資対象とする投資信託証券の一部については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

ペイリー・ギフォード・ワールドワイド・ダイバーシファイド・リターン・円ファンドークラスB・円・アキュムレーションの組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図る場合があります。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

**流動性
リスク**

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。また、不動産投資信託証券や上場投資信託証券(ETF)は、株式と比べ市場規模が小さく、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

**カントリー・
リスク**

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
 - 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下することがあります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほ

か、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

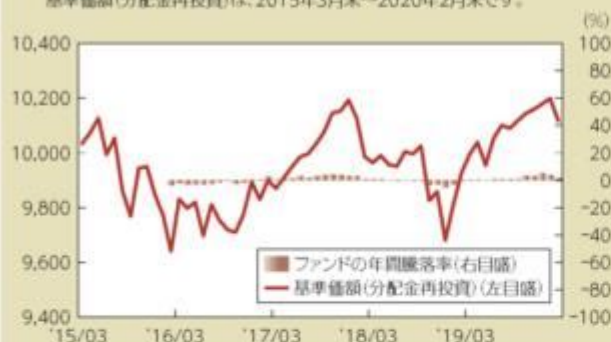
■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

三菱UFJ アドバンスト・バランス(安定型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率は、2016年2月～2020年2月です。
基準価額(分配金再投資)は、2015年3月末～2020年2月末です。



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2015年3月末～2020年2月末)

ファンドの年間騰落率は、2016年2月～2020年2月です。

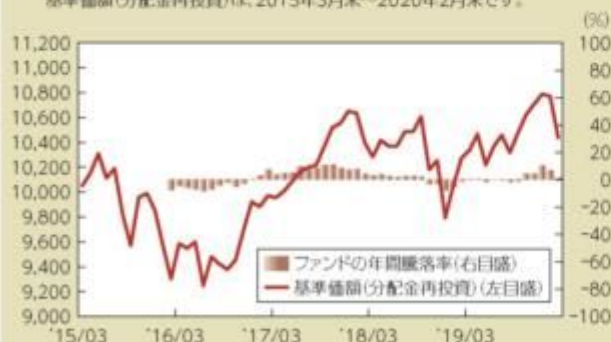


- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

三菱UFJ アドバンスト・バランス(安定成長型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率は、2016年2月～2020年2月です。
基準価額(分配金再投資)は、2015年3月末～2020年2月末です。



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2015年3月末～2020年2月末)

ファンドの年間騰落率は、2016年2月～2020年2月です。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.2%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.43%（税抜1.3%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中か

ら支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.75%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.5%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.05%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率（概算値）は、次の通りとなります。

実質的な信託報酬率（概算値）	うち投資信託証券に係る率
年1.43%～1.66%（税込）程度	年0%～0.23%（税込）程度

（注）上記概算値は、投資対象とする投資信託証券における信託報酬率を含めた実質的な信託報酬率を算出したものです（2020年5月2日現在）。各投資信託証券への投資比率が変動する可能性や投資信託証券の変更の可能性があること、また別途成功報酬がかかる投資信託証券が含まれていることから、実質的な信託報酬率は変動します。したがって事前に固定の料率、上限額等を表示することはできません。ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬率には消費税等相当額はかかりません。

なお、上場投資信託（リート）は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

< 投資信託証券の信託報酬率 >

投資信託証券の名称	信託報酬率（税抜）
ＴＯＰＩＸマザーファンド	-
ＪＰＸ日経４００インデックスマザーファンド	-
好配当日本株マザーファンド	-
日本株インカム・マザーファンド	-
日本株オープン「３５」マザーファンド	-
日本・小型株・ファンド・マザーファンド	-
日本株式最小分散インデックスマザーファンド	-
ジャパン・アクティブ・マザーファンド	-
日本債券インデックスマザーファンド	-
三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド	-
先進国高格付国債マザーファンド	外部委託報酬：純資産総額の年 0.125%以内
ショートデュレーション円インカムマザーファンド	-
東証ＲＥＩＴ指数マザーファンド	-
ＭＵＡＭ Ｇ－ＲＥＩＴマザーファンド	-
コモディティインデックスマザーファンド	-
日本株マーケットニュートラル・マザーファンド	-
先進国ロング・ショート戦略マザーファンド	-
ＪＡＰＡＮ クオリティ１５０インデックスマザーファンド	-
ベリリー・ギフォード・ワールドワイド・ダイバーシファイド・リ ターン・円ファンド・クラスＢ・円・アキュムレーション	年0.655%以内
アドバンスト・バランス（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	年0.006%
アドバンスト・バランス（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	年0.006%
ヘッジ付外国債券インデックスマザーファンド	-
ＭＵＡＭ ヘッジ付外国債券オープンマザーファンド	-

フランス国債7-10年ラダーマザーファンド	-
ヘッジ付スペイン国債7-10年ラダーマザーファンド	-
外国株式インデックスマザーファンド	-
好配当海外株マザーファンド	-
先進国株式最小分散インデックスマザーファンド	-
先進国株式クオリティ・インデックスマザーファンド	-
新興国株式インデックスマザーファンド	-
外国債券インデックスマザーファンド	-
新興国債券インデックスマザーファンド	-
A M P グローバル・インフラ債券ファンド＜為替ヘッジあり＞（F O F s 用）（適格機関投資家限定）	年0.336% 外部委託報酬：マザーファンドの純資産総額の年0.33%
A M P グローバル・インフラ債券マザーファンド	-
A M P グローバル・インフラ株式ファンド（F O F s 用）（適格機関投資家限定）	年0.506% 外部委託報酬：マザーファンドの純資産総額の年0.5%以内
A M P グローバル・インフラ株式マザーファンド	-
グローバル・フランチャイズ・ファンド M - 2（適格機関投資家専用）	年0.776% （マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を含みます。）
グローバル・フランチャイズ・マザーファンド	-
M U I ジャジメンタルL / S「バランス型」ファンド1（適格機関投資家向け）	年0.82% + 成功報酬 [*]
M U I ジャジメンタルL / S「バリュー」マザーファンド	-
M U I ベータ戦略型シングル・アルファマザーファンド	-
M U I ジャジメンタルL / S「インフラ資源」マザーファンド	-
M U I ジャジメンタルL / S「金融」マザーファンド	-
M U I ジャジメンタルL / S「テック」マザーファンド	-
M U I クオンツ・ベータヘッジ高配当利回り型マザーファンド	-
グローバル社債ファンド T（適格機関投資家専用）	年0.34%以内
グローバル社債マザーファンド	-

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかる場合があります。

* 運用実績によっては成功報酬（実績報酬）が別途かかります。

上記の信託報酬率は、今後変更となる場合があります。上記の他、監査費用等の諸費用が別途かかります。申込手数料はかかりません。

（４）【その他の手数料等】

- ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託証券の取得・売却に伴う信託財産留保額、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・ 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・ 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等

を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元

本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2020年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定型）】

（１）【投資状況】

令和 2年 2月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	884,046,526	37.90
投資証券	アイルランド	45,292,246	1.94
親投資信託受益証券	日本	1,373,501,003	58.88
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	29,991,878	1.28
純資産総額		2,332,831,653	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年 2月28日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (％)
日本	投資信託受益証券	アドバンスト・バランス（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	465,479,147	1.1056	514,633,744	1.0938	509,141,090	21.83
日本	親投資信託受益証券	日本株マーケットニュートラル・マザーファンド	248,391,579	1.4345	356,317,720	1.4406	357,832,908	15.34
日本	親投資信託受益証券	日本債券インデックスマザーファンド	248,970,939	1.3585	338,227,020	1.3736	341,986,481	14.66
日本	親投資信託受益証券	ショートデュレーション円インカムマザーファンド	296,698,124	0.9610	285,126,897	0.9618	285,364,255	12.23
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド	115,761,910	1.4798	171,304,474	1.4963	173,214,545	7.43

日本	投資信託受益証券	A M P グローバル・インフラ債券ファンド<為替ヘッジあり>（F O F s 用）（適格機関投資家限定）	104,168,596	1.1416	118,918,869	1.1539	120,200,142	5.15
日本	投資信託受益証券	グローバル社債ファンド T（適格機関投資家専用）	100,361,449	1.1599	116,409,244	1.1803	118,456,618	5.08
日本	投資信託受益証券	M U I ジャジメンタル L / S 「バランス型」ファンド 1（適格機関投資家向け）	104,679,409	1.0314	107,966,342	1.0101	105,736,671	4.53
日本	親投資信託受益証券	先進国高格付国債マザーファンド	48,463,975	1.1614	56,286,060	1.1721	56,804,625	2.44
アイルランド	投資証券	バイリー・ギフォード・ワールドワイド・ダイバーシファイド・リターン・円ファンド - クラス B ・円・アキュムレーション	38,309.2481	1,204.47	46,142,589	1,182.2797	45,292,246	1.94
日本	親投資信託受益証券	T O P I X マザーファンド	24,394,711	1.8732	45,696,172	1.6635	40,580,601	1.74
日本	投資信託受益証券	グローバル・フランチャイズ・ファンド M - 2（適格機関投資家専用）	17,949,765	1.2862	23,086,987	1.2627	22,665,168	0.97
日本	親投資信託受益証券	M U A M G - R E I T マザーファンド	11,558,325	1.8994	21,953,882	1.7805	20,579,597	0.88
日本	親投資信託受益証券	好配当日本株マザーファンド	11,445,755	1.7040	19,503,566	1.5091	17,272,788	0.74
日本	親投資信託受益証券	日本株式最小分散インデックスマザーファンド	13,799,822	1.3552	18,701,518	1.2031	16,602,565	0.71
日本	親投資信託受益証券	東証 R E I T 指数マザーファンド	4,403,577	3.6885	16,242,593	3.3901	14,928,566	0.64
日本	親投資信託受益証券	J P X 日経 4 0 0 インデックスマザーファンド	8,720,772	1.5747	13,732,599	1.4033	12,237,859	0.52
日本	親投資信託受益証券	日本株オープン「35」マザーファンド	4,119,527	2.9748	12,254,768	2.6041	10,727,660	0.46
日本	親投資信託受益証券	コモディティインデックスマザーファンド	12,301,338	0.6626	8,150,866	0.6464	7,951,584	0.34
日本	投資信託受益証券	A M P グローバル・インフラ株式ファンド（F O F s 用）（適格機関投資家限定）	5,615,714	1.4837	8,332,034	1.3973	7,846,837	0.34
日本	親投資信託受益証券	日本・小型株・ファンド・マザーファンド	1,193,953	6.3125	7,536,828	5.2871	6,312,548	0.27
日本	親投資信託受益証券	ジャパン・アクティブ・マザーファンド	2,185,952	3.1728	6,935,588	2.7912	6,101,429	0.26
日本	親投資信託受益証券	J A P A N クオリティ 1 5 0 インデックスマザーファンド	4,212,337	1.3323	5,612,096	1.1877	5,002,992	0.21

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 2 年 2 月 28 日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	37.90
投資証券	1.94
親投資信託受益証券	58.88
合計	98.71

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年2月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成28年 2月 5日）	4,678,493,817	4,678,493,817	9,733	9,733
第2計算期間末日（平成29年 2月 6日）	4,279,182,235	4,279,182,235	9,814	9,814
第3計算期間末日（平成30年 2月 5日）	2,767,885,928	2,767,885,928	10,105	10,105
第4計算期間末日（平成31年 2月 5日）	2,418,040,393	2,418,040,393	9,857	9,857
第5計算期間末日（令和 2年 2月 5日）	2,358,341,494	2,358,341,494	10,197	10,197
平成31年 2月末日	2,431,475,422	—	9,927	—
3月末日	2,440,043,185	—	9,994	—
4月末日	2,447,660,719	—	10,039	—
令和 1年 5月末日	2,420,554,143	—	9,955	—
6月末日	2,439,395,455	—	10,054	—
7月末日	2,414,992,697	—	10,101	—
8月末日	2,409,864,093	—	10,090	—
9月末日	2,393,490,541	—	10,118	—
10月末日	2,390,398,643	—	10,145	—
11月末日	2,371,011,228	—	10,160	—
12月末日	2,371,307,952	—	10,179	—
令和 2年 1月末日	2,358,847,364	—	10,199	—
2月末日	2,332,831,653	—	10,118	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	2.67
第2計算期間	0.83
第3計算期間	2.96
第4計算期間	2.45
第5計算期間	3.44

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	5,911,528,409	1,104,595,112	4,806,933,297
第2計算期間	1,647,355,326	2,093,917,813	4,360,370,810
第3計算期間	315,029,437	1,936,331,472	2,739,068,775
第4計算期間	96,940,513	382,765,112	2,453,244,176
第5計算期間	67,521,751	207,994,381	2,312,771,546

【三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定成長型）】

（１）【投資状況】

令和 2年 2月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,872,696,345	39.57
投資証券	アイルランド	96,782,258	2.05
親投資信託受益証券	日本	2,710,166,919	57.27
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	52,483,473	1.11
純資産総額		4,732,128,995	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年 2月28日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	アドバンスト・バランス（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	1,004,683,949	1.2106	1,216,270,388	1.1619	1,167,342,280	24.67
日本	親投資信託受益証券	日本株マーケットニュートラル・マザーファンド	523,345,139	1.4345	750,738,601	1.4406	753,931,007	15.93
日本	親投資信託受益証券	日本債券インデックスマザーファンド	292,632,742	1.3585	397,541,580	1.3736	401,960,334	8.49
日本	親投資信託受益証券	ショートデュレーション円インカムマザーファンド	350,434,935	0.9610	336,767,972	0.9618	337,048,320	7.12
日本	親投資信託受益証券	ＴＯＰＩＸマザーファンド	168,279,137	1.8732	315,220,479	1.6635	279,932,344	5.92
日本	投資信託受益証券	ＭＵＩジャジメンタルＬ／Ｓ「バランス型」ファンド１（適格機関投資家向け）	215,108,627	1.0314	221,863,037	1.0101	217,281,224	4.59
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド	132,810,562	1.4798	196,533,069	1.4963	198,724,443	4.20
日本	投資信託受益証券	グローバル社債ファンド Ｔ（適格機関投資家専用）	140,310,075	1.1599	162,745,655	1.1803	165,607,981	3.50
日本	投資信託受益証券	ＡＭＰ グローバル・インフラ債券ファンド<為替ヘッジあり>（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	124,652,172	1.1416	142,302,919	1.1539	143,836,141	3.04
日本	投資信託受益証券	グローバル・フランチャイズ・ファンド Ｍ－２（適格機関投資家専用）	106,625,275	1.2862	137,141,428	1.2627	134,635,734	2.85
日本	親投資信託受益証券	好配当日本株マザーファンド	74,191,194	1.7040	126,421,794	1.5091	111,961,930	2.37
日本	親投資信託受益証券	日本株式最小分散インデックスマザーファンド	87,627,241	1.3552	118,752,437	1.2031	105,424,333	2.23
アイルランド	投資証券	ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ダイバーシファイド・リターン・円ファンド－クラスＢ・円・アキュムレーション	81,860.7121	1,204.47	98,599,303	1,182.2797	96,782,258	2.05
日本	親投資信託受益証券	ＭＵＡＭ Ｇ－ＲＥＩＴマザーファンド	50,339,632	1.8994	95,615,097	1.7805	89,629,714	1.89
日本	親投資信託受益証券	日本株オープン「３５」マザーファンド	30,681,487	2.9748	91,271,287	2.6041	79,897,660	1.69
日本	親投資信託受益証券	ＪＰＸ日経４００インデックスマザーファンド	53,231,281	1.5747	83,823,298	1.4033	74,699,456	1.58
日本	親投資信託受益証券	先進国高格付国債マザーファンド	60,211,306	1.1614	69,929,410	1.1721	70,573,671	1.49
日本	親投資信託受益証券	東証ＲＥＩＴ指数マザーファンド	19,037,293	3.6885	70,219,055	3.3901	64,538,326	1.36
日本	投資信託受益証券	ＡＭＰ グローバル・インフラ株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	31,484,281	1.4837	46,713,227	1.3973	43,992,985	0.93
日本	親投資信託受益証券	ジャパン・アクティブ・マザーファンド	14,416,002	3.1728	45,739,091	2.7912	40,237,944	0.85
日本	親投資信託受益証券	日本・小型株・ファンド・マザーファンド	6,684,865	6.3125	42,198,210	5.2871	35,343,549	0.75
日本	親投資信託受益証券	ＪＡＰＡＮ クオリティ１５０インデックスマザーファンド	28,412,275	1.3323	37,853,673	1.1877	33,745,259	0.71
日本	親投資信託受益証券	コモディティインデックスマザーファンド	50,307,286	0.6626	33,333,607	0.6464	32,518,629	0.69

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 2年 2月28日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	39.57
投資証券	2.05
親投資信託受益証券	57.27
合計	98.89

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年2月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成28年 2月 5日）	9,654,103,984	9,654,103,984	9,461	9,461
第2計算期間末日（平成29年 2月 6日）	8,683,615,716	8,683,615,716	9,865	9,865
第3計算期間末日（平成30年 2月 5日）	5,168,114,250	5,168,114,250	10,596	10,596
第4計算期間末日（平成31年 2月 5日）	5,151,645,636	5,151,645,636	10,137	10,137
第5計算期間末日（令和 2年 2月 5日）	4,945,520,751	4,945,520,751	10,794	10,794
平成31年 2月末日	5,211,904,462	—	10,272	—
3月末日	5,225,220,373	—	10,339	—
4月末日	5,225,922,479	—	10,467	—
令和 1年 5月末日	5,084,080,624	—	10,220	—
6月末日	5,153,347,380	—	10,366	—
7月末日	5,153,088,906	—	10,459	—
8月末日	5,071,775,362	—	10,317	—
9月末日	5,101,009,436	—	10,476	—
10月末日	5,103,448,944	—	10,621	—
11月末日	5,072,044,268	—	10,707	—
12月末日	4,992,866,070	—	10,789	—
令和 2年 1月末日	4,955,582,933	—	10,771	—
2月末日	4,732,128,995	—	10,437	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	5.39
第2計算期間	4.27
第3計算期間	7.41
第4計算期間	4.33
第5計算期間	6.48

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	11,548,569,893	1,344,230,193	10,204,339,700
第2計算期間	3,206,501,941	4,608,826,573	8,802,015,068
第3計算期間	905,510,323	4,829,916,755	4,877,608,636
第4計算期間	792,955,960	588,729,251	5,081,835,345
第5計算期間	154,520,844	654,488,659	4,581,867,530

参考情報

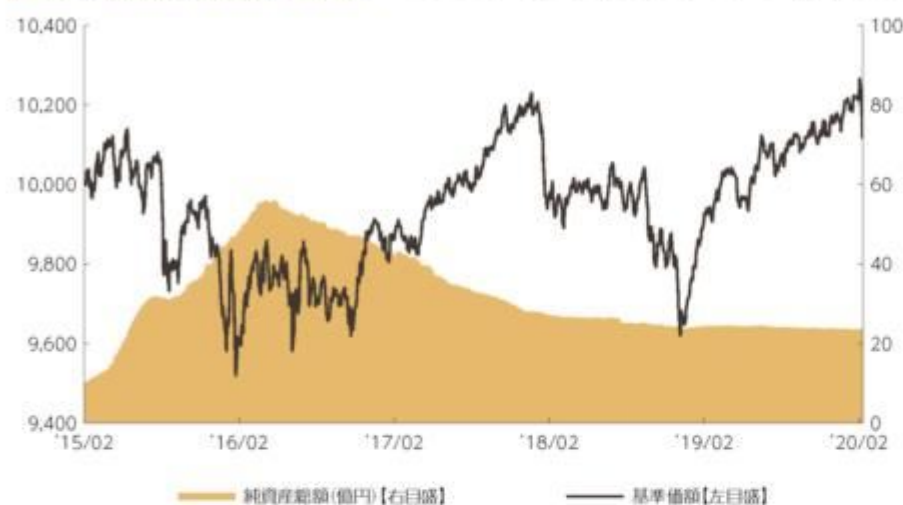


運用実績

2020年2月28日現在

三菱UFJ アドバンスト・バランス(安定型)

■基準価額・純資産の推移 2015年2月20日(設定日)～2020年2月28日



■基準価額・純資産

基準価額	10,118円
純資産総額	23.3億円

■分配の推移

2020年2月	0円
2019年2月	0円
2018年2月	0円
2017年2月	0円
2016年2月	0円
設定来累計	0円

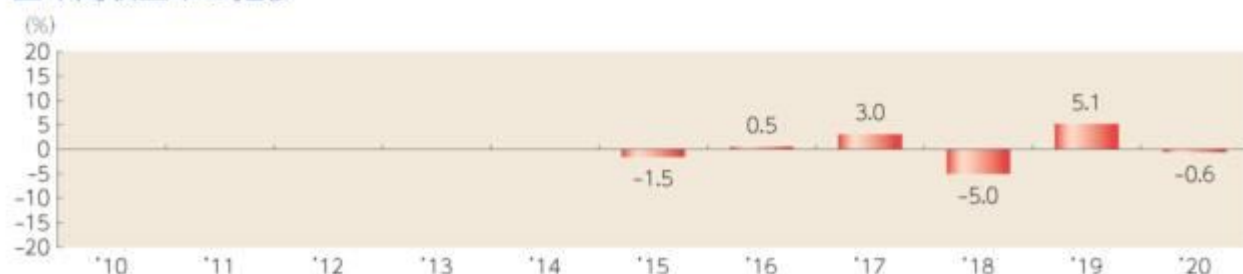
●分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

組入上位銘柄	比率
1 日本株マーケットニュートラル・マザーファンド	15.3%
2 日本債券インデックスマザーファンド	14.7%
3 ショートデュレーション円インカムマザーファンド	12.2%
4 外国債券インデックスマザーファンド	9.4%
5 三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド	7.4%
6 AMP グローバル・インフラ債券ファンド<為替ヘッジあり>(FOFs用)(適格機関投資家限定)	5.2%
7 グローバル社債ファンドT(適格機関投資家専用)	5.1%
8 MUIシャジメンタルL/S[バランス型]ファンド1(適格機関投資家向け)	4.5%
9 ヘッジ付外国債券インデックスマザーファンド	4.5%
10 外国株式インデックスマザーファンド	2.5%

●比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

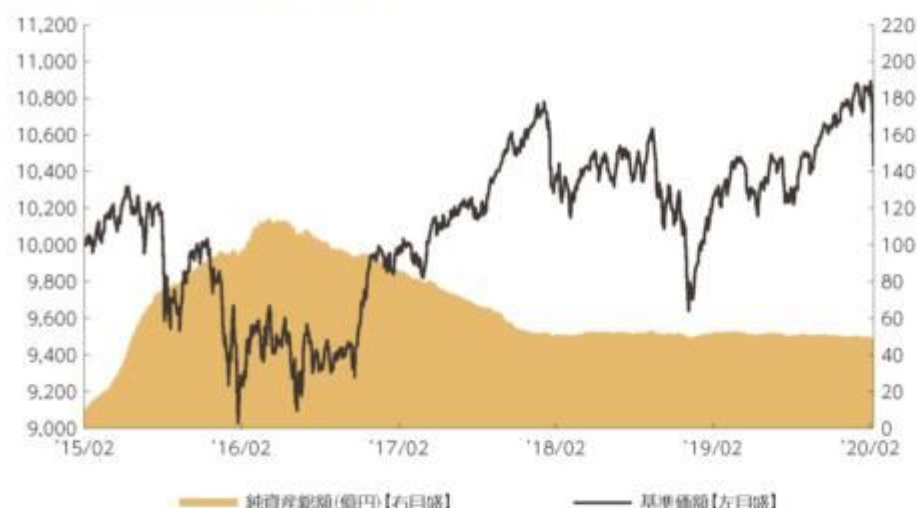
■年間収益率の推移



上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ アドバンスト・バランス(安定成長型)

■基準価額・純資産の推移 2015年2月20日(設定日)～2020年2月28日



■基準価額・純資産

基準価額	10,437円
純資産総額	47.3億円

■分配の推移

2020年2月	0円
2019年2月	0円
2018年2月	0円
2017年2月	0円
2016年2月	0円
設定来累計	0円

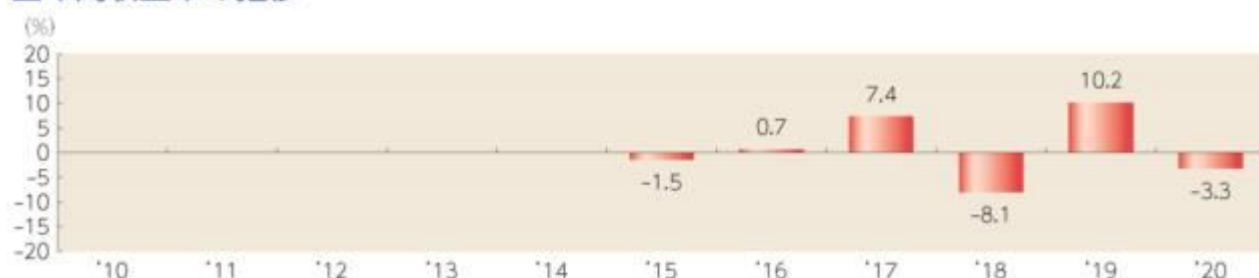
●分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

組入上位銘柄	比率
1 日本株マーケットニュートラル・マザーファンド	15.9%
2 日本債券インデックスマザーファンド	8.5%
3 外国株式インデックスマザーファンド	7.5%
4 ショートデュレーション円インカムマザーファンド	7.1%
5 外国債券インデックスマザーファンド	6.3%
6 TOPIXマザーファンド	5.9%
7 MUJジャジメンタルL/S「バランス型」ファンド1(適格機関投資家向け)	4.6%
8 三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド	4.2%
9 グローバル社債ファンドT(適格機関投資家専用)	3.5%
10 AMP グローバル・インフラ債券ファンド<為替ヘッジあり>(FOFs用)(適格機関投資家限定)	3.0%

●比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■年間収益率の推移



上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×2.2%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いの販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌々営業日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとし

ます。
また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル 0120-151034
（受付時間：営業日の9:00～17:00）
ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2025年2月5日まで（2015年2月20日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

毎年２月６日から翌年２月５日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、受益者

に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（平成31年2月6日から令和2年2月5日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 [平成31年 2月 5日現在]	第5期 [令和 2年 2月 5日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	59,472,314	51,392,246
投資信託受益証券	805,588,254	894,355,115
投資証券	266,694,564	46,142,589
親投資信託受益証券	1,296,571,044	1,383,582,647
未収入金	8,000,000	-
流動資産合計	2,436,326,176	2,375,472,597
資産合計	2,436,326,176	2,375,472,597
負債の部		
流動負債		
未払解約金	859,502	-
未払受託者報酬	668,382	657,069
未払委託者報酬	16,709,537	16,426,775
未払利息	108	17
その他未払費用	48,254	47,242
流動負債合計	18,285,783	17,131,103
負債合計	18,285,783	17,131,103
純資産の部		
元本等		
元本	2,453,244,176	2,312,771,546
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	35,203,783	45,569,948
（分配準備積立金）	48,698,762	67,222,666
元本等合計	2,418,040,393	2,358,341,494
純資産合計	2,418,040,393	2,358,341,494
負債純資産合計	2,436,326,176	2,375,472,597

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期 自 平成30年 2月 6日 至 平成31年 2月 5日	第5期 自 平成31年 2月 6日 至 令和 2年 2月 5日
営業収益		
受取配当金	562,620	-
受取利息	115	159
有価証券売買等損益	30,085,218	116,200,847
その他収益	-	43,956
営業収益合計	29,522,483	116,244,962
営業費用		
支払利息	31,701	23,762
受託者報酬	1,380,198	1,308,904
委託者報酬	34,504,908	32,722,638
その他費用	99,821	94,230
営業費用合計	36,016,628	34,149,534
営業利益又は営業損失（ ）	65,539,111	82,095,428
経常利益又は経常損失（ ）	65,539,111	82,095,428
当期純利益又は当期純損失（ ）	65,539,111	82,095,428
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	5,941,088	4,885,993
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	28,817,153	35,203,783
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	3,564,296
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	2,931,123
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	633,173
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,422,913	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,948,904	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	474,009	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	35,203,783	45,569,948

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	--

（貸借対照表に関する注記）

	第4期 [平成31年 2月 5日現在]	第5期 [令和 2年 2月 5日現在]
１． 期首元本額	2,739,068,775円	2,453,244,176円
期中追加設定元本額	96,940,513円	67,521,751円
期中一部解約元本額	382,765,112円	207,994,381円
２． 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	35,203,783円	—円
３． 受益権の総数	2,453,244,176口	2,312,771,546口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第4期 自 平成30年 2月 6日 至 平成31年 2月 5日	第5期 自 平成31年 2月 6日 至 令和 2年 2月 5日																																				
1.運用に係る権限を委託するための費用 「先進国高格付国債マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の12.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 「先進国高格付国債マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の12.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																																				
2.分配金の計算過程	2.分配金の計算過程																																				
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>—円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>4,900,402円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>48,698,762円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>53,599,164円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	4,900,402円	分配準備積立金額	D	48,698,762円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	53,599,164円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>13,662,030円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>8,938,965円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>5,942,727円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>44,621,671円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>73,165,393円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	13,662,030円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	8,938,965円	収益調整金額	C	5,942,727円	分配準備積立金額	D	44,621,671円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	73,165,393円
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A	—円																																			
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																			
収益調整金額	C	4,900,402円																																			
分配準備積立金額	D	48,698,762円																																			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	53,599,164円																																			
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A	13,662,030円																																			
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	8,938,965円																																			
収益調整金額	C	5,942,727円																																			
分配準備積立金額	D	44,621,671円																																			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	73,165,393円																																			

第4期 自 平成30年 2月 6日 至 平成31年 2月 5日			第5期 自 平成31年 2月 6日 至 令和 2年 2月 5日		
当ファンドの期末残存口数	F	2,453,244,176口	当ファンドの期末残存口数	F	2,312,771,546口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	218円	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	316円
1万口当たり分配金額	H	—円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	—円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	—円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第4期 自 平成30年 2月 6日 至 平成31年 2月 5日	第5期 自 平成31年 2月 6日 至 令和 2年 2月 5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	第4期 [平成31年 2月 5日現在]	第5期 [令和 2年 2月 5日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第4期 [平成31年 2月 5日現在]	第5期 [令和 2年 2月 5日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	15,024,834	75,090,577
投資証券	3,095,632	3,015,881
親投資信託受益証券	2,911,373	21,087,547
合計	21,031,839	99,194,005

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第4期 [平成31年 2月 5日現在]	第5期 [令和 2年 2月 5日現在]
1口当たり純資産額	0.9857円	1.0197円
(1万口当たり純資産額)	(9,857円)	(10,197円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	グローバル社債ファンド T（適格機関投資家専用）	100,361,449	116,409,244	
	グローバル・フランチャイズ・ファンド M - 2（適格機関投資家専用）	17,949,765	23,086,987	
	MUI ジャジメンタルL / S「バランス型」ファンド1（適格機関投資家向け）	104,679,409	107,966,342	
	アドバンスト・バランス（FOFs用）（適格機関投資家限定）	465,479,147	514,633,744	
	AMP グローバル・インフラ債券ファンド＜為替ヘッジあり＞（FOFs用）（適格機関投資家限定）	108,555,330	123,926,764	
	AMP グローバル・インフラ株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家限定）	5,615,714	8,332,034	
投資信託受益証券 合計		802,640,814	894,355,115	
投資証券	ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ダイバーシファイド・リターン・円ファンド - クラスB・円・アキュムレーション	38,309.24	46,142,589	
投資証券 合計		38,309.24	46,142,589	
親投資信託受益証券	好配当日本株マザーファンド	11,445,755	19,503,566	
	MUAM G - REITマザーファンド	11,558,325	21,953,882	
	東証REIT指数マザーファンド	4,403,577	16,242,593	

先進国高格付国債マザーファンド	48,463,975	56,286,060	
J P X日経４００インデックスマザーファンド	8,720,772	13,732,599	
コモディティインデックスマザーファンド	12,301,338	8,150,866	
J A P A N クオリティ１５０インデックスマザー ファンド	4,212,337	5,612,096	
日本株最小分散インデックスマザーファンド	13,799,822	18,701,518	
ショートデュレーション円インカムマザーファンド	296,698,124	285,126,897	
日本・小型株・ファンド・マザーファンド	1,193,953	7,536,828	
三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド	115,761,910	171,304,474	
T O P I Xマザーファンド	24,394,711	45,696,172	
日本株オープン「３５」マザーファンド	4,119,527	12,254,768	
日本債券インデックスマザーファンド	248,970,939	338,227,020	
ジャパン・アクティブ・マザーファンド	2,185,952	6,935,588	
日本株マーケットニュートラル・マザーファンド	248,391,579	356,317,720	
親投資信託受益証券 合計	1,056,622,596	1,383,582,647	
合計	1,859,301,719.24	2,324,080,351	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定成長型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 [平成31年 2月 5日現在]	第5期 [令和 2年 2月 5日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	154,632,133	115,366,343
投資信託受益証券	1,907,758,531	1,979,473,498
投資証券	553,751,506	98,599,303
親投資信託受益証券	2,571,912,604	2,811,958,660
流動資産合計	5,188,054,774	5,005,397,804
資産合計	5,188,054,774	5,005,397,804
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	23,540,756
未払受託者報酬	1,396,459	1,393,693
未払委託者報酬	34,911,395	34,842,284
未払利息	282	39
その他未払費用	101,002	100,281
流動負債合計	36,409,138	59,877,053
負債合計	36,409,138	59,877,053
純資産の部		
元本等		
元本	5,081,835,345	4,581,867,530
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	69,810,291	363,653,221
（分配準備積立金）	276,544,809	349,783,845
元本等合計	5,151,645,636	4,945,520,751
純資産合計	5,151,645,636	4,945,520,751
負債純資産合計	5,188,054,774	5,005,397,804

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期 自 平成30年 2月 6日 至 平成31年 2月 5日	第5期 自 平成31年 2月 6日 至 令和 2年 2月 5日
営業収益		
受取配当金	1,073,455	-
受取利息	333	336
有価証券売買等損益	153,081,748	394,172,552
その他収益	-	81,973
営業収益合計	152,007,960	394,254,861
営業費用		
支払利息	85,194	50,746
受託者報酬	2,780,612	2,781,237
委託者報酬	69,515,220	69,530,801
その他費用	201,525	200,385
営業費用合計	72,582,551	72,563,169
営業利益又は営業損失（ ）	224,590,511	321,691,692
経常利益又は経常損失（ ）	224,590,511	321,691,692
当期純利益又は当期純損失（ ）	224,590,511	321,691,692
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	10,875,630	26,773,539
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	290,505,614	69,810,291
剰余金増加額又は欠損金減少額	27,154,951	8,205,438
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	27,154,951	8,205,438
剰余金減少額又は欠損金増加額	34,135,393	9,280,661
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	34,135,393	9,280,661
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	69,810,291	363,653,221

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	--

（貸借対照表に関する注記）

	第4期 [平成31年 2月 5日現在]	第5期 [令和 2年 2月 5日現在]
１．期首元本額	4,877,608,636円	5,081,835,345円
期中追加設定元本額	792,955,960円	154,520,844円
期中一部解約元本額	588,729,251円	654,488,659円
２．受益権の総数	5,081,835,345口	4,581,867,530口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第4期 自 平成30年 2月 6日 至 平成31年 2月 5日	第5期 自 平成31年 2月 6日 至 令和 2年 2月 5日																																																						
1.運用に係る権限を委託するための費用 「先進国高格付国債マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の12.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 「先進国高格付国債マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の12.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																																																						
2.分配金の計算過程	2.分配金の計算過程																																																						
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>—円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>58,713,465円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>276,544,809円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>335,258,274円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>5,081,835,345口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>659円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	58,713,465円	分配準備積立金額	D	276,544,809円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	335,258,274円	当ファンドの期末残存口数	F	5,081,835,345口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	659円	1万口当たり分配金額	H	—円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>39,158,258円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>69,135,249円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>60,867,144円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>241,490,338円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>410,650,989円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>4,581,867,530口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>896円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	39,158,258円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	69,135,249円	収益調整金額	C	60,867,144円	分配準備積立金額	D	241,490,338円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	410,650,989円	当ファンドの期末残存口数	F	4,581,867,530口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	896円	1万口当たり分配金額	H	—円
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	—円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																					
収益調整金額	C	58,713,465円																																																					
分配準備積立金額	D	276,544,809円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	335,258,274円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	5,081,835,345口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	659円																																																					
1万口当たり分配金額	H	—円																																																					
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	39,158,258円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	69,135,249円																																																					
収益調整金額	C	60,867,144円																																																					
分配準備積立金額	D	241,490,338円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	410,650,989円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	4,581,867,530口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	896円																																																					
1万口当たり分配金額	H	—円																																																					

第4期 自 平成30年 2月 6日 至 平成31年 2月 5日			第5期 自 平成31年 2月 6日 至 令和 2年 2月 5日		
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第4期 自 平成30年 2月 6日 至 平成31年 2月 5日	第5期 自 平成31年 2月 6日 至 令和 2年 2月 5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第4期 〔平成31年 2月 5日現在〕	第5期 〔令和 2年 2月 5日現在〕
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第4期 〔平成31年 2月 5日現在〕	第5期 〔令和 2年 2月 5日現在〕
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	35,790,411	219,204,602
投資証券	6,063,630	6,441,508
親投資信託受益証券	95,447,565	106,787,050
合計	137,301,606	332,433,160

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第4期 [平成31年 2月 5日現在]	第5期 [令和 2年 2月 5日現在]
1口当たり純資産額	1.0137円	1.0794円
(1万口当たり純資産額)	(10,137円)	(10,794円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	グローバル社債ファンド T（適格機関投資家専用）	140,310,075	162,745,655	
	グローバル・フランチャイズ・ファンド M - 2 （適格機関投資家専用）	113,430,568	145,894,396	
	MU I ジャジメンタル L / S「バランス型」ファンド 1（適格機関投資家向け）	215,108,627	221,863,037	
	アドバンスト・バランス（FOF s 用）（適格機関投資家限定）	1,040,768,433	1,259,954,264	
	A M P グローバル・インフラ債券ファンド＜為替ヘッジあり＞（FOF s 用）（適格機関投資家限定）	124,652,172	142,302,919	
	A M P グローバル・インフラ株式ファンド（FOF s 用）（適格機関投資家限定）	31,484,281	46,713,227	
投資信託受益証券 合計		1,665,754,156	1,979,473,498	
投資証券	ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ダイバースファイド・リターン・円ファンド - クラス B・円・アキュムレーション	81,860.71	98,599,303	
投資証券 合計		81,860.71	98,599,303	
親投資信託受益証券	好配当日本株マザーファンド	74,191,194	126,421,794	
	MU A M G - R E I T マザーファンド	50,339,632	95,615,097	
	東証 R E I T 指数マザーファンド	19,037,293	70,219,055	
	先進国高格付国債マザーファンド	60,211,306	69,929,410	
	J P X 日経 4 0 0 インデックスマザーファンド	53,231,281	83,823,298	
	コモディティインデックスマザーファンド	50,307,286	33,333,607	

J A P A N クオリティ１５０インデックスマザーファンド	28,412,275	37,853,673	
日本株最小分散インデックスマザーファンド	87,627,241	118,752,437	
ショートデュレーション円インカムマザーファンド	350,434,935	336,767,972	
日本・小型株・ファンド・マザーファンド	6,684,865	42,198,210	
三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド	132,810,562	196,533,069	
T O P I Xマザーファンド	168,279,137	315,220,479	
日本株オープン「３５」マザーファンド	30,681,487	91,271,287	
日本債券インデックスマザーファンド	292,632,742	397,541,580	
ジャパン・アクティブ・マザーファンド	14,416,002	45,739,091	
日本株マーケットニュートラル・マザーファンド	523,345,139	750,738,601	
親投資信託受益証券 合計	1,942,642,377	2,811,958,660	
合計	3,608,478,393.71	4,890,031,461	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定型）】

【純資産額計算書】

令和 2年 2月28日現在

（単位：円）

資産総額	2,341,909,380
負債総額	9,077,727
純資産総額（ - ）	2,332,831,653
発行済口数	2,305,717,675口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0118
（10,000口当たり）	（10,118）

【三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定成長型）】

【純資産額計算書】

令和 2年 2月28日現在

（単位：円）

資産総額	4,751,044,453
負債総額	18,915,458
純資産総額（ - ）	4,732,128,995
発行済口数	4,534,068,721口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0437
（10,000口当たり）	（10,437）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2020年2月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2020年 2月28日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	890	13,659,102
追加型公社債投資信託	16	1,318,207
単位型株式投資信託	66	318,052
単位型公社債投資信託	13	71,887
合 計	985	15,367,247

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度に係る中間会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
(資産の部)		

流動資産				
現金及び預金	2	54,140,307	2	53,969,686
有価証券		19,967		1,403,513
前払費用		362,886		514,587
未収入金		2,109		2,284
未収委託者報酬		9,770,529		9,995,458
未収収益	2	674,156	2	560,483
金銭の信託	2	30,000	2	100,000
その他		224,645		153,256
流動資産合計		65,224,602		66,699,271
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	760,010	1	617,032
器具備品	1	724,852	1	665,247
土地		1,356,000		628,433
有形固定資産合計		2,840,863		1,910,713
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		2,654,296		3,670,753
ソフトウェア仮勘定		1,097,970		536,345
無形固定資産合計		3,768,090		4,222,921
投資その他の資産				
投資有価証券		26,361,327		21,408,781
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産		-	1	824,268
長期差入保証金		627,141		593,536
前払年金費用		434,700		415,234
繰延税金資産		1,237,989		1,496,180
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		29,002,925		25,079,767
固定資産合計		35,611,879		31,213,401
資産合計		100,836,481		97,912,673

(単位：千円)

	第33期 (平成30年3月31日現在)		第34期 (平成31年3月31日現在)	
(負債の部)				
流動負債				
預り金		359,176		293,258
未払金				
未払収益分配金		174,333		170,281
未払償還金		456,159		448,695
未払手数料	2	3,905,670	2	3,990,054
その他未払金	2	4,330,584	2	3,961,765
未払費用	2	4,388,803	2	3,803,995
未払消費税等		99,010		194,852
未払法人税等		736,829		573,657
賞与引当金		906,167		901,135

役員賞与引当金	125,343	140,100
その他	842,194	868,992
流動負債合計	16,324,272	15,346,788
固定負債		
長期未払金	-	43,200
退職給付引当金	720,536	860,851
役員退職慰労引当金	187,562	144,303
時効後支払損引当金	254,851	247,767
固定負債合計	1,162,951	1,296,122
負債合計	17,487,223	16,642,910
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	27,790,911	26,069,594
利益剰余金合計	35,131,500	33,410,184
株主資本合計	81,864,344	80,143,028

(単位：千円)

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,484,913	1,126,733
評価・換算差額等合計	1,484,913	1,126,733
純資産合計	83,349,257	81,269,762
負債純資産合計	100,836,481	97,912,673

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	75,423,596	70,375,414
投資顧問料	2,723,458	2,505,299
その他営業収益	48,215	18,844
営業収益合計	78,195,269	72,899,557
営業費用		
支払手数料	2 30,906,879	2 28,533,952
広告宣伝費	730,784	739,643

公告費	1,000	500
調査費		
調査費	1,723,057	1,794,755
委託調査費	13,467,029	12,194,996
事務委託費	864,916	1,016,816
営業雑経費		
通信費	178,652	170,794
印刷費	467,973	427,442
協会費	50,251	48,375
諸会費	15,328	16,175
事務機器関連費	1,635,079	1,841,631
その他営業雑経費	23,250	-
営業費用合計	50,064,204	46,785,083
一般管理費		
給料		
役員報酬	349,359	349,083
給料・手当	6,421,837	6,453,717
賞与引当金繰入	906,167	901,135
役員賞与引当金繰入	125,343	140,100
福利厚生費	1,231,033	1,234,293
交際費	13,012	13,011
旅費交通費	192,192	200,426
租税公課	410,229	373,201
不動産賃借料	678,182	654,886
退職給付費用	423,171	428,912
役員退職慰労引当金繰入	47,889	51,159
固定資産減価償却費	1,115,719	1,252,321
諸経費	450,299	523,213
一般管理費合計	12,364,437	12,575,461
営業利益	15,766,627	13,539,012

(単位：千円)

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	349,402	181,073
受取利息	2 483	2 1,913
投資有価証券償還益	81,580	416,706
収益分配金等時効完成分	91,672	44,392
受取賃貸料	-	2 38,388
その他	9,989	11,871
営業外収益合計	533,128	694,346
営業外費用		
投資有価証券償還損	30,114	118,173
時効後支払損引当金繰入	43,182	1,166
事務過誤費	10,402	420
賃貸関連費用	-	35,994
その他	3,829	1,481
営業外費用合計	87,529	157,235

経常利益		16,212,226		14,076,123
特別利益				
投資有価証券売却益		516,394		501,778
ゴルフ会員権売却益		7,495		-
特別利益合計		523,889		501,778
特別損失				
投資有価証券売却損		105,903		135,399
投資有価証券評価損		102,096		62,310
固定資産除却損	1	54	1	4,848
固定資産売却損		-		225
システム関連費		-		322,986
商標使用料		-		90,000
特別損失合計		208,054		615,770
税引前当期純利益		16,528,061		13,962,130
法人税、住民税及び事業税	2	5,252,224	2	4,420,179
法人税等調整額		76,092		100,112
法人税等合計		5,176,132		4,320,066
当期純利益		11,351,928		9,642,064

（３）【株主資本等変動計算書】

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147
当期変動額									
剰余金の配当							26,595,731	26,595,731	26,595,731
当期純利益							11,351,928	11,351,928	11,351,928
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	15,243,802	15,243,802	15,243,802
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,494,586	1,494,586	98,602,734
当期変動額			
剰余金の配当			26,595,731
当期純利益			11,351,928
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9,673	9,673	9,673
当期変動額合計	9,673	9,673	15,253,476
当期末残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
		資本剰余金			利益剰余金	
					その他利益剰余金	

	資本金	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344
当期変動額									
剰余金の配当							11,363,380	11,363,380	11,363,380
当期純利益							9,642,064	9,642,064	9,642,064
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,721,316	1,721,316	1,721,316
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当期変動額			
剰余金の配当			11,363,380
当期純利益			9,642,064
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	358,179	358,179	358,179
当期変動額合計	358,179	358,179	2,079,495
当期末残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（表示方法の変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」490,903千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,237,989千円に含めて表示しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価

中であります。

（貸借対照表関係）

1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
建物	604,123千円	551,025千円
器具備品	1,215,234千円	1,350,407千円
投資不動産	—	138,024千円

2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
預金	41,809,118千円	240,211千円
未収収益	40,621千円	25,307千円
金銭の信託	30,000千円	100,000千円
未払手数料	1,577,059千円	671,568千円
その他未払金	3,850,734千円	3,217,341千円
未払費用	430,491千円	444,754千円

（損益計算書関係）

1. 固定資産除却損の内訳

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
建物	—	2,547千円
器具備品	54千円	2,301千円
計	54千円	4,848千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
支払手数料	11,380,244千円	5,298,064千円
受取利息	380千円	3千円
受取賃貸料	—	38,388千円
法人税、住民税及び事業税	3,851,536千円	3,216,517千円

（株主資本等変動計算書関係）

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	26,595,731千円
1株当たり配当額	125,700円
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年6月29日

- (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	11,363,380千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	53,707円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月28日

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	11,363,380千円
1株当たり配当額	53,707円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月28日

- (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和 元年6月27日

（リース取引関係）

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
1年内	678,116千円	675,956千円
1年超	1,351,912千円	675,956千円
合計	2,030,029千円	1,351,912千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第33期(平成30年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	54,140,307	54,140,307	-
(2) 有価証券	19,967	19,967	-
(3) 未収委託者報酬	9,770,529	9,770,529	-
(4) 投資有価証券	26,224,167	26,224,167	-
資産計	90,154,972	90,154,972	-
(1) 未払手数料	3,905,670	3,905,670	-
負債計	3,905,670	3,905,670	-

第34期(平成31年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	53,969,686	53,969,686	-
(2) 有価証券	1,403,513	1,403,513	-
(3) 未収委託者報酬	9,995,458	9,995,458	-
(4) 投資有価証券	21,353,421	21,353,421	-
資産計	86,722,080	86,722,080	-
(1) 未払手数料	3,990,054	3,990,054	-
負債計	3,990,054	3,990,054	-

(注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
非上場株式	137,160	55,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第33期(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	54,140,307	-	-	-
未収委託者報酬	9,770,529	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	19,967	13,110,758	8,593,680	68,714
合計	63,930,804	13,110,758	8,593,680	68,714

第34期(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,969,686	-	-	-
未収委託者報酬	9,995,458	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,403,513	9,358,708	5,874,634	90,573
合計	65,368,659	9,358,708	5,874,634	90,573

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第33期(平成30年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	18,599,111	16,040,884	2,558,227
	小計	18,599,111	16,040,884	2,558,227
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	7,645,023	8,062,990	417,966
	小計	7,645,023	8,062,990	417,966
合計		26,244,135	24,103,874	2,140,260

第34期(平成31年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,744,545	12,559,380	2,185,164
	小計	14,744,545	12,559,380	2,185,164
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,012,389	8,573,551	561,161
	小計	8,012,389	8,573,551	561,161
合計		22,756,935	21,132,932	1,624,002

3.売却したその他有価証券

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	8,169,769	516,394	105,903
合計	8,169,769	516,394	105,903

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	140,240	58,440	-
債券	-	-	-
その他	5,222,594	443,338	135,399
合計	5,362,834	501,778	135,399

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について102,096千円（その他有価証券のその他102,096千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について62,310千円（その他有価証券のその他62,310千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,649,089 千円	3,729,252 千円
勤務費用	184,120	193,531
利息費用	27,829	24,351
数理計算上の差異の発生額	56,895	15,898
退職給付の支払額	188,683	218,947
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,729,252	3,712,289

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
年金資産の期首残高	2,698,738 千円	2,723,393 千円
期待運用収益	48,080	48,664
数理計算上の差異の発生額	47,759	4,606
事業主からの拠出額	102,564	102,564
退職給付の支払額	173,748	203,077
年金資産の期末残高	2,723,393	2,666,937

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,374,562 千円	3,125,760 千円
年金資産	2,723,393	2,666,937
非積立型制度の退職給付債務	651,168	458,822
未積立退職給付債務	354,690	586,529
未積立退職給付債務	1,005,858	1,045,351
未認識数理計算上の差異	169,893	114,968
未認識過去勤務費用	550,128	484,766
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	285,836	445,616
退職給付引当金	720,536	860,851
前払年金費用	434,700	415,234
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	285,836	445,616

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
勤務費用	184,120 千円	193,531 千円
利息費用	27,829	24,351
期待運用収益	48,080	48,664
数理計算上の差異の費用処理額	47,053	43,633
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	4,780	5,986
確定給付制度に係る退職給付費用	281,066	284,199

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額等です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
債券	62.2 %	63.9 %
株式	34.7	33.2
その他	3.1	2.9
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
割引率	0.069～0.67%	0.035～0.49%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度142,105千円、当事業年度144,712千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	445,379千円	436,050千円
投資有価証券評価損	223,512	223,821
未払事業税	135,805	109,109
賞与引当金	277,468	275,927
役員賞与引当金	12,235	19,428
役員退職慰労引当金	57,431	44,185
退職給付引当金	220,628	263,592
減価償却超過額	13,690	157,741
委託者報酬	257,879	264,398
長期差入保証金	23,262	31,721
時効後支払損引当金	78,035	75,866
連結納税適用による時価評価	200,331	148,858
その他	82,168	71,320
繰延税金資産 小計	2,027,829	2,122,023
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,027,829	2,122,023
繰延税金負債		
前払年金費用	133,105	127,144
連結納税適用による時価評価	1,382	1,320
その他有価証券評価差額金	655,348	497,269
その他	4	108
繰延税金負債 合計	789,840	625,842
繰延税金資産の純額	1,237,989	1,496,180

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第33期（平成30年3月31日現在）及び第34期（平成31年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）及び第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）及び第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,851,587 千円	その他未払金	3,850,734 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 51.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,528,131 千円	未払手数料	665,262 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	664,152 千円	未払費用	348,142 千円
主要株主	㈱三菱東京 UFJ銀行 (注5)	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,852,112 千円	未払手数料	921,796 千円

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,216,517 千円	その他未払金	3,217,341 千円

親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,298,064 千円	未払手数料	671,568 千円
						投資の助言	投資助言料 (注3)	695,834 千円	未払費用	365,510 千円
						役員の兼任				

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

5. (株)三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で、(株)三菱UFJ銀行に行名を変更しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	6,263,571 千円	未払手数料	907,290 千円

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高(注 4)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし (注1)	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	4,629,670 千円	未払手数料	734,633 千円
						取引銀行	コーラブル預 金の預入 (注3)	20,000,000 千円	現金及び 預金	20,000,000 千円
							コーラブル預 金に係る受取 利息 (注3)	1,578 千円	未収収益	1,578 千円

同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	6,152,016 千円	未払手数料	962,840 千円
-------------	--------------------------------	-----------------	---------------	-----	----	---	---------------------------------------	-----------------	-------	---------------

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. ㈱三菱UFJ銀行は、平成30年4月2日付で、保有する当社株式のすべてを㈱三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、㈱三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。

なお、㈱三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行㈱に対して承継させております。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	393,935.45円	384,107.08円
1株当たり当期純利益金額	53,652.87円	45,571.50円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
当期純利益金額（千円）	11,351,928	9,642,064
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	11,351,928	9,642,064
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第35期中間会計期間
(令和元年9月30日現在)

(資産の部)

流動資産

現金及び預金

46,350,665

有価証券		3,906,355
前払費用		620,446
未収入金		8,561
未収委託者報酬		10,170,592
未収収益		585,312
金銭の信託		100,000
その他		134,705
流動資産合計		61,876,640
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	603,277
器具備品	1	794,065
土地		628,433
有形固定資産合計		2,025,776
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		3,390,287
ソフトウェア仮勘定		1,024,221
無形固定資産合計		4,430,330
投資その他の資産		
投資有価証券		18,792,024
関係会社株式		320,136
投資不動産	1	822,988
長期差入保証金		579,291
前払年金費用		420,773
繰延税金資産		1,420,372
その他		45,230
貸倒引当金		23,600
投資その他の資産合計		22,377,216
固定資産合計		28,833,324
資産合計		90,709,964

(単位：千円)

第35期中間会計期間
(令和元年9月30日現在)

(負債の部)

流動負債		
預り金		290,587
未払金		
未払収益分配金		131,632
未払償還金		424,093
未払手数料		4,009,808
その他未払金		2,100,383
未払費用		3,020,441
未払消費税等	2	381,045
未払法人税等		651,051
賞与引当金		924,061
役員賞与引当金		62,295
その他		900,753
流動負債合計		12,896,152

固定負債

長期未払金		32,400
退職給付引当金		940,446
役員退職慰労引当金		107,709

時効後支払損引当金	243,873
固定負債合計	1,324,430
負債合計	14,220,582
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712
利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	21,264,872
利益剰余金合計	28,605,462
株主資本合計	75,338,306

(単位：千円)

第35期中間会計期間
(令和元年9月30日現在)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,151,075
評価・換算差額等合計	1,151,075
純資産合計	76,489,381
負債純資産合計	90,709,964

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第35期中間会計期間
(自 平成31年4月1日
至 令和元年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	34,073,281
投資顧問料	1,143,410
その他営業収益	8,361
営業収益合計	35,225,053
営業費用	
支払手数料	13,714,724
広告宣伝費	252,678
公告費	250
調査費	
調査費	911,961
委託調査費	5,769,907
事務委託費	351,511
営業雑経費	
通信費	78,084
印刷費	218,610
協会費	25,207
諸会費	8,034
事務機器関連費	931,984
営業費用合計	22,262,956
一般管理費	
給料	

役員報酬		177,096
給料・手当		2,873,051
賞与引当金繰入		924,061
役員賞与引当金繰入		62,295
福利厚生費		635,789
交際費		4,597
旅費交通費		97,388
租税公課		193,484
不動産賃借料		327,917
退職給付費用		212,710
役員退職慰労引当金繰入		25,108
固定資産減価償却費	1	647,817
諸経費		177,080
一般管理費合計		6,358,399
営業利益		6,603,697

(単位：千円)

第35期中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)		
営業外収益		
受取配当金		34,517
受取利息		2,101
投資有価証券償還益		327,868
収益分配金等時効完成分		73,834
受取賃貸料		32,904
その他		15,364
営業外収益合計		486,590
営業外費用		
投資有価証券償還損		46,457
賃貸関連費用	1	12,337
その他		175
営業外費用合計		58,970
経常利益		7,031,318
特別利益		
投資有価証券売却益		53,850
特別利益合計		53,850
特別損失		
投資有価証券売却損		36,721
投資有価証券評価損		17,395
固定資産除却損		37
固定資産売却損		435
特別損失合計		54,589
税引前中間純利益		7,030,579
法人税、住民税及び事業税		2,095,061
法人税等調整額		65,064
法人税等合計		2,160,126
中間純利益		4,870,453

(3)中間株主資本等変動計算書

第35期中間会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本
--	------

	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当中間期変動額									
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
中間純利益							4,870,453	4,870,453	4,870,453
株主資本以外の 項目の当中 間 期 変 動 額 (純額)									
当中間期変動額合 計	—	—	—	—	—	—	4,804,722	4,804,722	4,804,722
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	21,264,872	28,605,462	75,338,306

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当中間期変動額			
剰余金の配当			9,675,175
中間純利益			4,870,453
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	24,341	24,341	24,341
当中間期変動額合計	24,341	24,341	4,780,380
当中間期末残高	1,151,075	1,151,075	76,489,381

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

す。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

（中間貸借対照表関係）

1 減価償却累計額

	第35期中間会計期間 (令和元年9月30日現在)
建物	575,110千円
器具備品	1,377,937千円
投資不動産	141,659千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

1 減価償却実施額

	第35期中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)
有形固定資産	85,187千円
無形固定資産	562,630千円
投資不動産	3,634千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第35期中間会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和元年6月27日

（リース取引関係）

第35期中間会計期間(令和元年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	675,956千円
1年超	337,978千円
合 計	1,013,934千円

（金融商品関係）

第35期中間会計期間(令和元年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

令和元年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計 上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	46,350,665	46,350,665	-
(2) 有価証券	3,906,355	3,906,355	-
(3) 未収委託者報酬	10,170,592	10,170,592	-
(4) 投資有価証券	18,736,664	18,736,664	-
資産計	79,164,277	79,164,277	-
(1) 未払手数料	4,009,808	4,009,808	-
負債計	4,009,808	4,009,808	-

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に

っております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額55,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

第35期中間会計期間（令和元年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	16,466,321	14,354,198	2,112,123
	小 計	16,466,321	14,354,198	2,112,123
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,176,697	6,629,733	453,035
	小 計	6,176,697	6,629,733	453,035
合 計		22,643,019	20,983,931	1,659,087

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額55,360千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について17,395千円（その他有価証券のその他17,395千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第35期中間会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第35期中間会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（１）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期中間会計期間 (令和元年9月30日現在)
1株当たり純資産額	361,513.47円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	76,489,381
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	76,489,381
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	23,019.33円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	4,870,453
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	4,870,453
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円（2019年9月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2019年9月末現在)	事業の内容
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2020年2月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレスなどを記載することがあります。

(2) 投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。

- ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ・ ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ・ ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ・ 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）
- ・ 有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。

- （３）投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- （４）目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- （５）投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- （６）目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- （７）目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

令和元年6月26日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

青 木 裕 晃 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 鉄 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和２年３月11日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定型）の平成31年２月６日から令和２年２月５日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定型）の令和２年２月５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和２年３月11日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定成長型）の平成31年２月６日から令和２年２月５日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定成長型）の令和２年２月５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和元年12月3日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

青木 裕晃 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 鉄也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（平成31年4月1日から令和元年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和元年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成31年4月1日から令和元年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。